

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	1-1
法令名	社会福祉法	根拠条項	第71条	
不利益処分	社会福祉施設 (軽費老人ホーム) を経営する者に対する措置命令			
(根拠規定)				
○社会福祉法 (昭和26年法律第45号)				
(改善命令)				
第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、若しくは同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設又は第68条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をして社会福祉事業を営業者の施設が、第65条第1項又は第68条の5第1項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。				
(施設の基準)				
第65条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。				
(処分基準)				
○愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第23号)				
○愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第23号)				
(その他)				